

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 1 9 日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様

指定障害児通所支援事業所 運営法人代表者様

岐阜市障がい福祉課長

障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報登録及び承認申請について

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス事業所等の指定を受けている事業所については、例外なく全ての事業所が障害福祉サービス等情報公表システムを利用し情報登録及び申請を行うことが義務付けられております。

令和 7 年 5 月 1 日（木）より令和 7 年度の報告（※）が開始されております。令和 7 年度の報告につきましては、7 月末が報告期限となりますので、期限までに登録情報の更新及び承認申請を実施してください。なお、ログイン I D が分からない場合は、岐阜市障がい福祉課指導係にご連絡ください。

**【注意】**

報告期限終了後、情報公表対象サービス等情報に係る報告（※）を行っていない事実が生じた場合は、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告（※）を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算となります。

※本通知における「報告」の定義

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3第1項」及び「児童福祉法第33条の18」の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告のこと。

《参考》

- ・ 障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

- ・ 障害福祉サービス等情報公表システムQ&A（抜粋）

問）事業者は、事業所詳細情報をすべて入力しなければならないのか。

答） 別途、記入要領を設けておりますので、当該記入要領の指示に従い、必要項目について記入してください。

なお、システム上において最低限のエラーチェックを行うために設けており、事業所詳細情報のうち、入力項目名の右側に【必須】マークがついている項目は、必ず入力しなければならない項目（入力必須項目）です。入力必須項目に入力されていない場合は承認申請することができません。

なお、必須以外の項目についても、回答不能な場合を除き、全ての質問項目に回答いただく必要があります。

（担当課）

岐阜市役所福祉部障がい福祉課

担当：指導係

TEL：058-214-2136（直通）FAX：058-265-7613

fj-shougai-shidou@city.gifu.gifu.jp